

2025年4月2日

大阪市長
横山 英幸様

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>
〒536-0008 大阪市城東区関目 6-4-2-103
山川よしやす(事務局長)電話 090-8536-3170

万博協会と締結した万博会場(夢洲1区)の 「土地使用貸借契約」の解除を求める請願書

【請願趣旨】

私たちは危険な夢洲に集客施設をつくることに懸念を持ち、万博やカジノを中止することを求めて活動しています。大阪市は、大阪・関西万博の開催に伴い市有地である夢洲1区について日本国際博覧会協会(以下、協会)と「土地使用貸借契約(以下、貸借契約)」を締結しました。

しかし夢洲は行政の位置づけでは「北港処分地」とされ、1区は、一般廃棄物・産業廃棄物を埋め立ており、「立ち入り禁止区域」に指定されている場所です。PCBなど毒物が埋設され、浚渫土砂の埋め立てにより現在もメタンガスをはじめ一酸化炭素、硫化水素、アンモニアなど有毒ガスが発生し続けています。これは大阪市、大阪市港湾局、万博協会も認めています。

2024年3月28日に1区で発生したガス爆発火災事故は、多くの市民に衝撃を与えました。大阪府がこうした場所を万博協会に提供し、貸借契約を続けることは日本国憲法の基本的人権の尊重の理念に反し、第25条で定める生存権を侵害するものです。

私たちは3月7日、大阪市長に「夢洲1区GWエリアと駐車場部分の使用貸借についての質問と要請書」を郵便書留で提出(回答期限3月21日)しました【資料①参照】。その中で、汚染土壌での覆土の実態、ガス抜き管の現状、昨年3月28日のメタンガス爆発事故後の対応などについて見解を問い、契約の解除を求めました。大阪市からは、「4月末には回答を出したい」という連絡がありました。しかし、万博が始まり事故が起こっては遅すぎます。早急に回答していただきたく、請願書をじかに市長に手交するものです。

＜請願の理由＞

1. 夢洲1区は集客施設の建設を想定せずに埋め立てられた場所

夢洲1区は集客施設をつくることは想定せずに有害物質や汚泥などで埋め立てられています。有毒ガスが常時発生し、ガスの対策と管理が義務付けられている管理型最終処分場で、立ち入り禁止区域とされてきた場所です。有毒ガスの発生は今後10年以上続くと予想されています。

2. 集客施設をつくってはいけない土地を万博協会に貸す契約は憲法違反

大阪市は2022年10月3日、協会と夢洲1区(GWエリア)の貸借について「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」を結んでいます。また、2023年9月21日に夢洲1区(団体駐車場使用部分)についてもほぼ同様の契約を結んでいます。大阪市は契約以前から当該土地の管理をしており、集客施設には適さないことを判断できたはずで、憲法25条の「生存権」を侵害する行為であり、貸し手として重大な責任があります。

3. 昨年3月28日のメタンガス爆発火災事発生のタイミングで契約解除すべき

2023年11月の国会で、福島みずほ参議院議員が夢洲1区は爆発の危険性があることを指摘しました。当時の自見万博担当大臣は「大気に拡散しており問題ない」と答弁しましたが、2024年3月28日、当該土地にあるトイレの工事中にメタンガス爆発火災事故が起き、懸念が現実のものとなりました。集客施設には適さないことが明白になったこのタイミングで協会と協議し、契約を解除すべきでした。しかし、大阪市長は契約解除の決断をせず今も危険な中、工事は続行されています。

4. 協会に安全対策について質問したが、中味のある回答がない

以下①②のように、開幕まで1か月を切ったこの時期になっても、協会は安全対策について答えようとせず、主催者としての説明責任を果たそうとしません。私たちの不安は増すばかりです。

①協会への質問状の提出

私たちは協会に対して、2月21日郵便書留で質問状【資料②参照】を送付しています。その中で、万博用地を夢洲1区に拡張した理由、工事の際汚染土壌で覆土する理由、ガス抜き管が有効に機能しているのか、ガス抜き管の安全な場所への移設などについて質問しました。しかし回答期限の3月7日を過ぎても回答はなく、「回答が遅れる」との連絡もありません。

②協会に電話での問い合わせ

当会は2～3月にかけて電話でも安全性について様々な問い合わせをしました【資料③参照】。例えば、「開幕すれば毎日ガス濃度を発表すると言っていたが、どの場所で何時におこなうのか」、「場内での飲食店の火の扱いはどうなっているのか」などです。会場での安全性確保のために重要なことであり、公表すべきことばかりです。しかし、協会からは「現時点で発表できる内容はない」など無責任な答に終始しています。

5. カジノに反対する団体懇談会に対する協会の回答…命を軽視しているとしか思えない

「カジノに反対する団体懇談会」が行った夢洲1区の飲食店の火の取り扱いについての質問に対し、協会は3月12日に「プロパンガスの使用を認めています」と回答しています。2024年3月28日にメタンガス爆発事故が起こったエリアでプロパンガスの使用を認めるとは、命を軽視しており怒りを禁じ得ません。また、協会自らが言っていた毎日の有毒ガス濃度の公表について、具体的な方法を回答していません。

このように協会は安全策を第一にしているとは到底言えません。【詳細、別記】

6. 事故が起きたら、大阪市の責任は重大

万博の準備作業中や開幕後に有毒ガスや可燃性ガスが原因の事故や、汚染物質、汚染土が原因の事故・健康被害が起きれば、危険な場所だと知りながら市有地を貸した大阪市の責任は重大です。人命や健康は何より大切です。そして、事故の際の賠償は、協会はもちろん危険な場所と知りながら貸した大阪市も負うこととなります。大阪市は今すぐ決断し、当該土地の契約を解除してください。

以下請願します。

【請願項目】

一. 大阪市長は、速やかに万博協会との夢洲1区の契約部分土地の使用貸借契約を解除することを求める。

2024年4月11日(金)までに文書で回答していただくことをお願いします。

以上。

カジノに反対する団体懇談会による 万博協会に対する質問・用法所と回答についての詳細

※ 下線…当会で挿入

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)営業参加募集要領【三次公募】の「9 運営に関する留意点」には、「会場内における営業行為については、協会の定める各特別規則や規定、基準及び協会の指示に従っていただきます」と記載されている。

そして、「9.10 禁止事項」の項には、「営業参加者は、次の行為をすることができません」とあり、その31ページの

(6)販売禁止品及び禁止行為の項目には、

「イ 火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等の恐れがあるものや、武器、凶器、刃物類など、会場の秩序及び安全対策上不適当と認められるものの販売」としている。

さらに(7)裸火の禁止の項目には、

「フューチャーライフゾーン・西ゲートゾーンでは裸火を使用することはできません」と記載されている。

◆明らかに、プロパンガスの使用は、営業参加募集要領に反している。ガス爆発火災事故を引き起こした直後の記者会見で、藁田整備局長が火器を使用しないとした趣旨の説明と異なっている。

◆以下、カジノに反対する団体懇談会による万博協会に対する質問・要望書と回答の一部である。

カジノに反対する団体懇談会_質問・要望書

質問

1. 会場内および周辺的安全確保の徹底を行うこと。

(1)貴協会は、会場内及び周辺の「メタンガス」発生濃度を、地区ごとに毎日測定し、毎朝報道機関に公表する予定だと聞きます。測定は、1区、2区とも測定実施を求めます。また、結果次第での安全確保をどのように公報するのかお示しください。

具体的には爆発危険濃度(VOL)のガス抜き管が判明した場合、入場・立ち入り禁止の措置等を取られるのでしょうか。

さらに1区は「火気厳禁」だと聞きますが、食品提供する店については、ガスボンベが許可されるなどと聞きおよびます。ガスボンベが「火気厳禁」の中で使用されるのは危険です。ガスボンベの許可を取り消してください。

回答

回答

会期中は、専門家の指導の下、会場内全域のガス濃度の測定・安全確認を常時行う体制を構築し、安全確認の状況について公表していきます。

(参考)<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250221-03/> 2025/2/21 協会ホームページにてお知らせ済

1区におけるプロパンガス使用については、有識者へ構造等の事前確認及び運用等の助言を受け、協会及び出店事業者が、適正管理及び運用、また定期測定などに取り組むことで、プロパンガスの使用を認めています。